

鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 5 8 号

鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を
改正する規則

(鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 4 年鳥取市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 2 条 鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 3 年鳥取市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則)

第 3 条 刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（令和 7 年鳥取市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「犯した」を「した行為に対する」に改め、「刑が定められている罪につきその」を削り、「刑事施設に拘置されている場合は」を「刑事施設（少年

法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者は」に、「拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合」を「懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。